

会計年度任用職員（県費採用）の賃金・諸手当

(1) 賃 金 （2024 年 4 月 1 日現在）

職 種		報酬（1 時間あたり）
早期退職優遇制度による学習支援（非常勤講師）		1,982 円
早期退職優遇制度による学習支援・部活動支援（非常勤職員）		1,216 円
少人数学習推進、初任者研修・新規採用者研修、妊娠女性教職員の体育代替、免許外教科担任解消、小学校特別非常勤講師		2,665 円～2,873 円
育児短時間 高齢者部分休業代替	教諭・養護教諭	2,665 円～2,873 円
	事務職員	1,001 円～1,212 円
	栄養教諭・学校栄養職員	2,873 円
早期退職者再雇用（非常勤）		2,873 円
学習指導員（豊かな学びと新しい生活様式のための支援員）		2,665 円～2,873 円
学校サポーター（豊かな学びと新しい生活様式のための支援員）		1,001 円～1,029 円

◆長期の病気休暇や出産休暇が実質取得できるよう要求しています。

(2) 諸手当

- 通勤手当・・・実績により支給
- 期末勤勉手当（6 月・12 月期）※任用 6 ヶ月以上・1 週間当 15 時間 30 分以上が支給対象

こんなとりくみをしています！

- 賃金・労働条件改善のとりくみ
(1)産休・育休・長期の病気休暇の実質的取得 (2)非常勤教職員の賃金・手当の改善
- 雇用確保と生活安定のとりくみ
(1)雇用の継続 (2)同一校における複数年勤務
(3)採用の有無について早めの連絡と丁寧な対応
- 差別的待遇撤廃のとりくみ
(1)職場の差別的な事例に対しての相談活動 (2)呼称についての改善
- 採用試験の改善のとりくみ
(1)講師経験を尊重した採用試験 (2)職場での受験者への配慮
- 組織拡大のとりくみ
(1)交流の場の設定 (2)「臨採だより」の発行 (3)加入拡大

秋教組本部・各ブロック事務局 がサポートします！

☆加入・問い合わせはこちらまで☆

秋教組本部 〒010-0951 秋田市山王4丁目 4-14(教育会館内)
TEL 018-824-5211 / FAX 0800-800-3712

北ブロック事務局 (能代・山本支部) 〒016-0821 能代市島町 4-24 TEL:0120-3118-04 FAX:0120-3118-62	中央ブロック事務局 (本部) 〒010-0951 秋田市山王 4 丁目 4-14 TEL:018-824-5211 FAX:0800-800-3712	南ブロック事務局 (横手支部) 〒013-0046 横手市神明町 3-10 TEL:0800-800-3927 FAX:0182-32-9596
--	--	---

不明な点や改善点ありましたら、本部またはブロック事務局へお知らせください



2024 年 5 月 発行

秋田県教職員組合

秋田県臨時採用教職員パンフレット

臨時採用教職員のみなさんへ

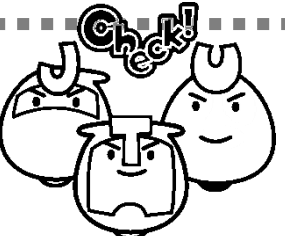
秋田県教職員組合は、教職員の生活と権利を守るため、また一人ひとりが「働く仲間の一人」として大切にされ、豊かな教育を実現するために様々な活動を行っています。

臨時採用教職員部は、2012年11月に結成されました。みなさんの雇用継続、労働条件の改善などについて「交流・連携・行動」しながら、安心して働ける条件を確保していくための活動にとりくんでいます。

結成後、こんな成果がありました！

- ① 臨時的任用者の賃金頭打ちが撤廃されました。
 - ・会計年度任用職員の時間報酬が上がりました。(4.9%～11%)
 - ・会計年度任用職員に、給与改定差額(4月に遡って支給)が支給されるようになりました。
 - ・会計年度任用職員に、今年度より勤勉手当が支給されるようになります。
 - ・初任給が4号給上がりました。
- ② 初任給の決定に大学院修了や県外の講師(公立)、私学(正規)、正規の看護師(養護教諭)の経験が反映されることになりました。
- ③ 受験年限が撤廃されました。
- ④ 臨時採用教職員の研修の機会が増えました。
- ⑤ 臨時採用教職員の希望にもとづいた同一校における複数年勤務が増えました。
- ⑥ 職場における臨時採用教職員の呼称について改善されてきました。
- ⑦ 年次休暇の年度繰り越し(3月までの残りを 4 月へ)が可能になりました。
- ⑧ 会計年度任用職員の年次有給休暇の繰り越しに係る勤務期間の考え方が改善されました。
⇒勤務しない期間が 1 ヶ月以上ある場合も継続勤務とみなす。
- ⑨ 出生サポート休暇・配偶者出産休暇・配偶者の出産に係る子の養育休暇の新設・有給化。
- ⑩ つわり休暇・出産休暇の有給化。
- ⑪ 年度末の空白期間がなくなりました。
- ⑫ 退職金が支給されるようになりました。
- ⑬ 公立学校共済組合・秋田県教育関係職員互助会に加入できるようになりました。
- ⑭ 会計年度任用職員(非常勤教職員)に 6 月・12 月期末手当が支給されることになりました。
- ⑮ 通勤手当が実績により支給されるようになりました。(会計年度任用職員)
- ⑯ 前年度から引き続き勤務する場合の採用時の提出書類が改善されました。
⇒健康診断書が、前年度に受診した定期健康診断・ドッグの結果の写しでも可。

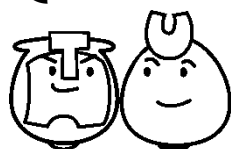
臨採部のとりくみと
問い合わせは
裏面をご覧ください。



臨時採用教職員の組合費
○月額 1,000 円
但し、任用期間が 15 日未満の場合は
お見舞い金を支給します。

勤務先や住所の変更、任用が切れた場合は、ブロック事務局または本部にご連絡を！

私たちの賃金・手当・権利について



常勤の臨時教職員の賃金・諸手当

(1) 賃 金 (2024 年 4 月 1 日現在)

事務職員(行政職給料表)		教員 (教育給料表)		栄養職員 (医療職給料表)	
号 給	賃 金(円)	号 給	賃 金(円)	号 給	賃 金(円)
1-5	167,557	1-25	223,075	1-15	190,891
1-9	171,882	1-29	228,003	1-19	197,328
1-13	177,112	1-33	233,836	1-23	202,859
1-17	182,845	1-37	239,871	1-27	207,888
1-21	188,376	1-41	245,403	1-31	212,414
1-25	197,328	1-45	250,532	1-35	217,543
1-29	203,563	1-49	255,259	1-39	221,767
1-33	209,196	1-53	259,986	1-43	225,288
1-37	214,425	1-57	264,411	1-47	228,908
1-41	219,052	1-61	268,334	1-51	232,328
1-45	223,075	1-65	271,049	1-55	234,842
1-49	226,696	1-69	275,776	1-59	237,256
1-53	230,216	1-73	280,403	1-63	239,368
1-57	233,132	1-77	284,224	1-67	241,581
1-61	235,848	1-81	287,946	1-71	243,492
1-65	238,161	1-85	291,265	1-75	245,503
1-69	240,273	1-89	294,483	1-79	246,911
1-73	242,285	1-93	297,299	1-83	247,917
1-77	244,196	1-97	300,115	1-85	248,319
1-81	246,107	1-101	303,133		
1-85	247,816	1-105	304,541		
1-89	249,426	1-109	305,546		
1-93	250,834	1-113	306,552		
		1-117	307,558		
		1-121	308,564		
		1-125	309,569		

※短期大学(2年)卒業の教員の方は「1-15」スタートになります。

★ 臨時採用教職員部の交渉により、給料は 2020 年から3年で段階的に引き上げ、2023 年4月で全職種において、上限撤廃となりました。(これまで:2013 年4月から3年間で 12 号給 up、2016 年4月から4号給 up)

(2) 諸手当等

・期末勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、
特産・八ヶ岳手当、退職手当、赴任旅費

常勤の臨時教職員の休暇制度

(1) 年次休暇 任用期間によって次のとおり付与される(日の端数切り上げ)

採用月数	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
付与日数	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日

※2021 年4月から年度で管理

(2) 特別休暇 基本的に正規職員と同様

※秋教組権利パンフ「知って安心！私たちの権利」を参照ください。

会計年度任用職員(県費採用)の休暇制度

休暇の種類		内 容						
年次有給休暇	有給	1 週間の勤務日数		1日	2日	3日	4日	5日
		付与 日数	6／1	－	－	－	－	5日
			10／1	1日	3日	5日	7日	5日
		※任用1年間						
※公民権休暇、証人等休暇、 現住居滅失等休暇、災害休暇		有給	必要と認められる期間 ※取得条件等は正規職員と同様					
夏季休暇	有給	1 週間の勤務日数		1日	2日	3日	4日	5日
		夏期休暇日数		1日	2日	3日	4日	5日
		※原則として連続付与						
※妊婦休息・補食休暇	有給	母体・胎児の健康保持のため必要と認められる期間						
※服忌休暇	有給	正規職員と同じ						
※結婚休暇	有給	結婚の日5日前から結婚後1ヶ月の間 連続7日間						
出生サポート休暇	有給	不妊治療に係る休暇で年5日（体外受精・顕微授精は年10日） ※正規職員と同じ						
配偶者出産休暇	有給	職員が妻（事実婚も含む）の出産にともない入院の付添等をする場合 ※正規職員と同じ						
配偶者の出産に係る 子の養育休暇	有給	配偶者の出産にかかわって、生まれた子または小学校就学前の子を養育するための休暇 ※正規職員と同じ						
産前・産後休暇	有給	産前6週間（多胎14週間）、産後8週間						
つわり休暇	有給	10日以内 ※正規職員と同じ						
育児時間	無給	生後1年まで、1回30分、1日2回まで						
生理休暇	無給	月2日以内						
家族看護等休暇	無給	年度内6日以内（配偶者、父母、配偶者の父母、養育する義務教育終了前の子） 対象者が2人以上は10日						
短期の介護休暇	無給	年度内5日以内、要介護者2人の場合10日						
病気休暇（公務上）	無給	療養に要する期間						
病気休暇（私傷病）	無給	療養に要する期間 （時間単位での取得は10日以内）						